

特定関係にある資格者同士の入札参加の取扱いについて

入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係（以下、特定関係という。）がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、同一入札への参加に一定の制限を加える必要があることから、特定関係にある複数の者の同一入札への参加については、下記のとおり取り扱う。

1 実施事項

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（組合（共同企業体を含む。2（3）において同じ。）にあっては、当該組合及びその構成員）の同一入札への参加は認めないこととする。同一入札に参加する複数の者の関係が、記2に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合には、記4のとおり取り扱うものとする。

2 基準

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ①子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ②親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - イ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ウ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - エ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合及びその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 公告への記載

(1) 一般競争入札においては、入札参加条件として基準に該当しない者であることを入札の公告に明示する。

(2) 基準に該当する者のした入札は無効とする旨を入札の公告に明示するものとする。

4 基準に該当する場合の取扱い

釧路市が発注する建設工事等及び物品購入等に係る一般競争入札、指名競争入札において、2に規定する基準(以下「基準」という。)のいずれかに該当する者のした入札(基準に該当する者の全員が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。)は、入札に関する条件に違反した入札として釧路市物品購入等入札心得第7条第9号、釧路市建設工事等入札心得第8条第18号及び釧路市建設工事等事後審査型一般競争入札心得第8条第16号に基づき、無効とする。

5 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本取扱いを遵守する目的で入札参加資格申請を取り下げる者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、釧路市物品購入等入札心得第5条第2項、釧路市建設工事等入札心得第6条第2項、及び釧路市建設工事等事後審査型一般競争入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではないことに留意するものとする。

附 則

本取扱いは、令和5年4月1日以後に入札手続きを開始する建設工事等について適用する。

附 則

本取扱いは、令和7年4月1日以後に入札手続きを開始する契約から適用する。